

第2章 各総室の令和5年度事業概要

第2章 - I 保健総室の概要

I－1 指導予防課

1 医務薬務

(1) 医務

人口 10 万人当たりの医療施設数、医療従事者数とも、県平均、全国平均よりも少なく、また、医療施設、医療従事者がむつ市に集中しています。

病院等の立入検査は、病院等の医療機関が、医療法その他関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として行っています。

院内の事故防止対策の実施状況の確認のほか、医療従事者の勤務状況の確認に重点を置いて実施しました。

ア 医療施設数等

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分	総 数	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
病 院	3	2	1	－	－	－
病 床 数	622	574	48	－	－	－
一 般	444	396	48	－	－	－
精 神	54	54	－	－	－	－
結 核	－	－	－	－	－	－
感 染 症	4	4	－	－	－	－
療 養	120	120	－	－	－	－
一般診療所	48	36	2	5	1	4
無床診療所	43	32	2	4	1	4
有床診療所	5	4	－	1	－	－
病 床 数	76	57	－	19	－	－
歯科診療所	22	18	1	2	－	1
助 産 所	－	－	－	－	－	－
施 術 所	26	24	2	－	－	－
歯科技工所	7	6	－	－	－	1

※一般診療所には特別養護老人ホーム等に設置されている入所者専用の医務室等を含む。

イ 医療従事者数

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

区 分	総 数	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
医 師	109	98	6	4	1	－
歯 科 医 師	25	23	1	－	－	1
薬 剤 師	101	92	5	4	－	－

ウ 立入検査の状況

区分	年度	R3		R4		R5	
		対象施設数	立入件数	対象施設数	立入件数	対象施設数	立入件数
病 院		3	－	3	－	3	3
一般診療所		58	－	59	－	48	24
歯科診療所		23	－	22	－	22	7
助 産 所		－	－	－	－	－	－
施 術 所		26	－	27	1	26	3
歯科技工所		8	－	7	－	7	－

エ 救急告示医療機関

(令和6年3月31日現在)

No.	施設名	所在地	告示年月日	TEL
1	むつ総合病院	むつ市小川町一丁目2-8	令和5年2月1日	0175-22-2111
2	国民健康保険大間病院	下北郡大間町大字大間字大間平20-78	令和5年2月1日	0175-37-2105

(2) 薬務

薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業のほとんどは、むつ市に集中しています。薬事関係施設立入検査は主に管理者による施設、従事者の適正管理、医薬品等購入、販売手続等記録の保存、濫用の恐れがある医薬品の販売時確認状況の確認に重点をおき実施しました。

また、麻薬取扱施設についても立入検査を実施し、記録・残数の確認等、適正使用についての指導を行いました。

ア 薬務関係施設数

(令和6年3月31日現在)

市町村名		総数	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村
区分							
医薬品製造業（専業）		1	1	-	-	-	-
化粧品製造販売業		2	-	1	-	-	1
化粧品製造業		1	-	1	-	-	
薬局製剤製造販売業		4	4	-	-	-	-
薬局製剤製造業		4	4	-	-	-	-
薬局		23	21	1	1	-	-
店舗販売業		26	23	2	-	-	1
一般販売業		-	-	-	-	-	-
卸売販売業		6	5	-	1	-	-
配置販売業		-	-	-	-	-	-
特例販売業		-	-	-	-	-	-
	一般	-	-	-	-	-	-
	歯科	-	-	-	-	-	-
	ガス	-	-	-	-	-	-
医療機器修理業		3	2	-	1	-	-
高度管理医療機器等販売業等		36	33	1	2	-	-
管理医療機器販売業等		153	139	7	4	2	1
毒物劇物販売業		38	29	2	5	1	1
	一般	29	22	2	4	-	1
	農業用	7	5	-	1	1	-
	特定品目	2	2	-	-	-	-
麻薬取扱施設		55	47	2	4	1	1

イ 薬務関係監視の状況

区分 \ 年度	R3		R4		R5	
	対象施設	監視件数	対象施設	監視件数	対象施設	監視件数
医薬品製造業（専業）	1	－	1	－	1	－
化粧品製造販売業	1	－	1	－	2	－
化粧品製造業	2	－	2	－	1	－
薬局製剤製造販売業	4	－	4	－	4	－
薬局製剤製造業	4	－	4	－	4	－
薬局	23	2	23	7	23	12
店舗販売業	26	1	25	8	26	11
一般販売業	－	－	－	－	－	－
卸売販売業	6	－	6	2	6	3
薬種商販売業	－	－	－	－	－	－
配置販売業	－	－	－	－	－	－
特例販売業	－	－	－	－	－	－
医療機器修理業	4	－	4	－	3	－
高度管理医療機器等販売業等	36	1	36	8	36	14
管理医療機器販売業等	153	－	156	－	153	－
毒物劇物販売業	38	1	38	2	38	18
麻薬取扱施設	57	12	57	12	55	27

ウ 大麻・けしの除去状況

大麻については、過去に管内で自生していた場所があるため調査しました。

けしについては、不正栽培の発見があり、栽培者に除去させました。

（イ）大麻除去本数

区分 \ 年度		R3	R4	R5
管内	調査除去延箇所数	－	－	1
	除去本数	－	－	10,000
県内	調査除去延箇所数	85	70	223
	除去本数	48,239	47,417	947,518

(ii) けし除去本数

区分 \ 年度		R3	R4	R5
管内	調査除去延箇所数	7	5	15
	除去本数	168	97	96
県内	調査除去延箇所数	114	48	119
	除去本数	10,442	2,895	3,095

エ 献血バスによる献血状況

市町村献血推進協議会により、地域住民への献血思想の普及、職場における献血協力体制の組織化、献血バスの運行の手配等、広く献血活動が行われています。

管内献血者数 令和4年度 1,969人 → 令和5年度 1,992人

献血バス県全体 令和4年度 25,071人 → 令和5年度 25,374人

区分	全血献血（献血バス）				
	目標量 (L)	確保量 (L)	達成率 (%)	200ml (人)	400ml (人)
市町村					
むつ市	574.2	635.6	110.7	52	1,563
大間町	52.2	57.6	110.3	0	144
東通村	69.6	64.4	92.5	0	161
風間浦村	17.4	10.4	59.8	0	26
佐井村	17.4	18.4	105.7	0	46
管内計	730.8	786.4	107.6	52	1,940
青森県	9,570.0	9,982.2	104.3	837	24,537

※ 献血バス（成分バス）は、平成21年度から廃止となっています。

オ 薬物乱用防止啓発活動

実施事項	開催日	場所	対象者	対象人数
青森県薬物乱用防止 指導員むつ地区 協議会総会	令和5年7月14日(金)	青森県むつ健康 福祉庁舎2階 共用会議室	青森県薬物乱用 防止指導員	15名
薬物乱用防止教室	令和5年7月20日(木)	東通中学校	生徒及び教員	160名
薬物乱用防止教室	令和5年9月26日(火)	大湊高校	生徒及び教員	455名
薬物乱用防止教室	令和5年12月15日(金)	むつ養護学校	生徒	32名

2 各協議会

(1) 下北地域保健医療推進協議会

この協議会は、青森県保健医療計画に基づく地域における保健医療活動を効果的に推進するために設置しており、保健医療福祉に従事している者、学識経験者、行政機関の職員及び関係団体の役職員等を委員に、地域の課題や取り組みについて協議し、保健医療計画に反映していくものです。

令和5年度は、以下のとおり地域協議会及び部会を開催しました。

開催日時	開催場所	出席者数	内容
令和5年 12月18日 (月) 18:30～ 20:00	プラザホテルむつ	委員 9名 オブザーバー 3名	◆下北地域保健医療推進協議会保健対策部会 (1) 役員選出 (2) 議事 ①健康あおもり21下北圏域計画「I LOVE 下北健康21」(第2次)の最終評価について ②最終評価と次期計画の方向性について
—	—	委員 17名	◆下北地域保健医療推進協議会【書面開催】 (1) 議事 ①「健康あおもり21下北圏域計画『I LOVE 下北健康21』(第2次)」最終評価報告書(案)について

(2) 下北地域新型インフルエンザ対策協議会

この協議会は、下北地域における新型インフルエンザ対策の充実を図るため、二次保健医療圏ごとに設置され、医療・消防・警察・行政関係者等を委員に、圏域における新型インフルエンザにかかる医療提供体制や下北地域新型インフルエンザ医療確保シートの策定について協議を行います。

令和5年度は、協議会を開催しませんでした。

(3) 下北地域災害医療対策協議会

この協議会は、災害時において関係機関が連携して地域医療を確保するため、二次保健医療圏ごとに平成26年度から設置され、医療・消防・行政関係者等を委員に、災害時の医療提供体制の確保・構築のために協議を行い、災害時には、圏域の災害医療に関する基本的な情報の収集・整理、医療資源の確認及び災害時の医療連携体制を構築するに当たって必要な資源の把握、関係機関の情報共有、医療ニーズの把握・分析等を行います。

令和5年度は、協議会を開催しませんでした。

(4) 下北地域健康危機管理協議会

この協議会は、管内における健康危機管理対策を講じるため、二次保健医療圏ごとに設置され、医療・消防・警察・行政関係者等を委員に、管内市町村における健康危機管理対策に関する現状等について協議を行います。

令和5年度は、協議会を開催しませんでした。下北地域県民局健康危機管理手引書を改訂し、協議会委員に送付しました。